

学修するにあたって

広辞苑によると、「学習」とは“まなびならう”こと、「学修」とは“学問をまなびおさめる”こととあります。「ならう」ことには“教えられて自分の身につける”の意を含み、すなわち受動的なまなびといえます。本学ではみなさんのまなびを「学修」という言葉を用い、主体的な姿勢での取り組みを支援しています。広く社会で「大学生は休みが多い」といわれています。この言葉は大学でのまなびを「学習」とした場合、特に夏休み・春休みを指摘するならば一面理解できる部分ではありますが。しかし本学が目指す「学修」とは学生の主体的な「学修と研究」にあるとし、「長い休み」は自らの問題を探求・研究する期間と考えています。人生のなかの4年間という限られた大学生活とは、学問や物事に主体的に取り組む時期といえるでしょう。

大学で学修をすすめるうえでの用語

オフィスアワー

オフィスアワーとは、学生と教員とのコミュニケーションを充実させるために設けられた時間帯のことです。この時間帯には、学生からの授業内容に関する質問や勉強の方法を中心に、将来の進路等についての相談を受けるために、本学の専任教員が研究室等で待機しています。

また、兼任教員の先生へ授業に関する質問等をする場合は、授業の前後の時間帯に教員室（渋谷：若木タワー 2 階／たま：1 号館 1 階）を訪ねてください。

なお、各教員の出講キャンパス・曜日・時限・オフィスアワーは、K-SMAPY II「教員時間割」から検索することができます。

〈教員時間割の検索方法〉

K-SMAPY II ホーム画面 > [ページ上部「時間割」タブ](#) > [「教員時間割」](#)
検索したい教員の氏名を入力し、[検索] をクリックし、出講曜日・時限を確認してください。

オフィスアワーは通常の授業期間中のみ設けています。試験（期間内試験）期間中や長期休暇中にはありませんので、ご注意ください。

※詳細は「履修要綱」を確認してください。

履修登録

各学年の前期及び後期の定められた期間に、『履修要綱』に従い、自身の目的に沿って学修したい科目の登録を行います。登録していない科目を受講しても単位は認められません。

事前登録

授業科目の中には、教育効果を高めるために少人数で実施する科目があります。そのため、本登録の期間前に事前登録を行う場合があります。また、教室定員を上回った場合には抽選を行うことがあります。

履修要綱

大学を卒業するために必要な履修のしかた、単位のしくみを述べた基本的なルールブックです。4年間の学修にとって必携マニュアルにあたるものですので、つねに手元に置き、参照してください。

WEB シラバス

授業のテーマ・授業内容・到達目標・授業計画・成績評価の方法や基準等を掲載しています。これらの情報をよく見極めたうえで、授業の履修登録を行うようにしてください。

GPA 制度

GPA とは、Grade Point Average の略称です。各年次における GPA 値は、登録した科目の単位数と成績評価ごとに定められた QPI を用い、登録した各科目の単位数に QPI を乗じたものの合計 (Y) を、登録した科目の単位数の合計 (X) で割ることにより求められます。

$$\text{計算式} \quad \frac{(\text{GPA 対象科目の QPI} \times \text{単位数}) \text{ の総和 (Y)}}{\text{GPA 対象科目の単位数合計 (X)}} = \text{GPA}$$

※卒業要件単位に含まれない科目（教職・資格課程の専門科目）、及び認定科目（G・N 評価）は、GPA の算出対象外

通年科目

1 年間で授業が完結する科目です。

半期（セメスター）科目

前期または後期で授業が完結する科目です。

集中科目（サマーセッション・スプリングセッション）

夏季・春季休業中の一定の期間に講義を集中的に行う科目です。

単位互換協定

本学は、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」および「渋谷 4 大学連携単位互換制度」を締結しており、2 つの協定に参加している他大学の開講科目を受講することができます。

進級条件

進級の時期は各年度の初めとなっています。進級についてはいずれの学部・学科においても、各年次において1学期（前期または後期）以上在学する必要があります。

2年次終了までに卒業に必要な単位で各学部の指定する要件を満たしていない者は、3年次への進級ができません。なお、経済学部のみ1年次から2年次への進級条件があります。

卒業条件

本学に4年（8学期）以上在学し、所定の単位を修得すれば卒業と認定されます。各学部・学科所定の学位が授与されます。ただし、1～4年の各年次に1学期以上在学する必要があります。

評価方法

評価は、「授業時試験」「期間内試験」「レポート（単位論文）」「平常点」いずれかの評価方法で行われますが、評価基準は授業科目の担当教員によって異なります。WEBシラバスに公開されています。

試験

試験には授業時に行われる「授業時試験」と所定の期間内に行われる「期間内試験」があります。また「所定の期間」とは、前期科目を対象とする「前期試験」と後期・通年科目を対象とする「学年試験」があります。

全学オープン科目

所属学科以外の学生も履修できる専門教育科目で、約500科目が各学部・学科から開放されています。これらの科目は24単位（令和3年度以降入学の経済学部生は14単位）まで、卒業に必要な124単位に算入することができます。

副専攻

共通教育プログラムや全学オープン科目を体系的に履修することにより、所属学科の主専攻に加えて副専攻を履修できる制度です。10のプログラムが開設されており、その多くは指定された科目群から16単位を修得することが修了要件とされ、修了者には、卒業時に修了証が交付されます。例えば、法学部や経済学部在籍しながら、副専攻として「民俗と文化」や「神道文化を学ぶ」を修めることができます。

卒業論文

文学部と人間開発学部の学生は、3・4年次に履修します（日本文学科、中国文学科は選択制）。3年次に指導教員を決定し、第1次題目届を提出、4年次に第2次題目届提出後（人間開発学部は4年次のみ）、卒業論文提出となります。なお、令和2年度以降に入学した経済学部の学生の卒業論文および卒業レポートについては、履修要綱を確認してください。

演習（ゼミナール）

法学部・人間開発学部の学生に対し、3・4年次に開講される選択科目で、2年次（人間開発学部は3年次）に選考を行います。また、経済学部の学生に対し、2年次後期から3・4年次に開講される選択科目で、2年次前期に選考を行います。

※人間開発学部は必修です。

カードリーダーシステム

教室の出入り口付近に設置されているカードリーダーに学生証をかざし、出席時刻を記録します。K-SMAPY IIを利用してみなさん自身の授業出席状況を確認することができます。同様に科目担当の教員も受講生全員の出席状況を確認することができます。

キーン KEAN

國學院大學情報ネットワークの総称です。学内でのパソコン利用、電子メール、学外からのアクセス、K-SMAPY IIの利用など、各種サービスの基盤となっています。

大学では、みなさん自身が各自の目的に応じて学びの履歴を選択することになります。卒業・修了に向けて1年次から計画性をもって取り組んでください。

ケイスマッピーツ

K-SMAPY II とは

國學院大學では、学生支援の一環として、WEBを利用した学修支援システムの開発に取り組み、平成14年度から「K-SMAPY」を稼働させました。その後の数次にわたる機能追加を経て、稼働から16年半後の平成30年9月4日より、新システム「K-SMAPY II」へ移行することとなりました。

移行後の新システムにおいても、授業における教員と学生、あるいは学生間のコミュニケーションを円滑にし、教室以外の場所に学修の場を提供する目的で設計されています。

履修登録、授業に関するお知らせ、教材参照、課題提出、フォーラムへの参加等の機能が提供されており、主に授業時間外の学修にこのシステムを活用することが企図されています。

※ K-SMAPY II（ケイスマッピーツと呼ぶ）は、“Kokugakuin university Supportingsystem for Making Academic Plans and Yearly schedule II”の略称です。

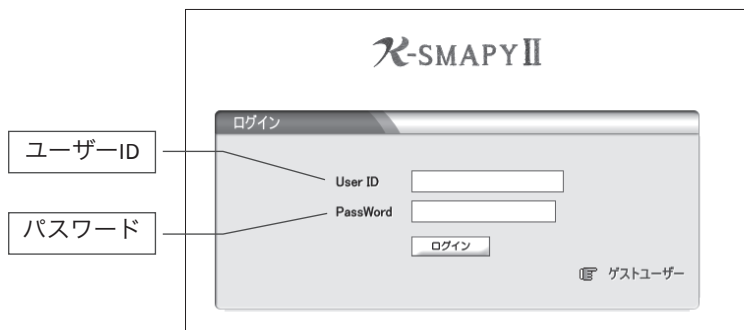
※詳細は、「K-SMAPY II利用ガイド」（<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p12>）を参照してください。

K-SMAPYⅡの入口・出口

①ログイン画面

K-SMAPYⅡの利用にはログインが必要です。コンピュータガイダンスでお渡ししたKEANのユーザーIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

01



②メインメニュー

ログインすると、学生メインメニュー画面が表示されます。



③ログアウト

システムの利用が済んだ際には、必ず「ログアウト」ボタンを押して、ログアウトを行ってください。

Webブラウザを閉じただけでは、システムにログインしたままの状態となっています。この状態で他の人がブラウザを開いた場合、あなたの個人情報などにアクセス可能となり、個人情報を悪用される場合もあります。

特に家族共用のPCやコンピュータ教室のように不特定多数の人が使用するPCを使用する場合は、必ず利用後にログアウトをする習慣をつけましょう。

試験を受けるにあたって ～前期試験・学年試験～

01

試験でカンニング…学生として最も恥ずべき行為です。こうした不正行為は学則によって停学・退学処分など厳しく罰せられます。重大性を十分認識し、不正行為は絶対にやめましょう。

大学で受講する科目の成績評価は、「授業時試験」、「期間内試験」、「レポート（単位論文）」、「平常点」で行われます。このうち授業時試験・期間内試験については、いわゆるペーパーテストで行われます。試験時に教科書やノートの参照を許可されている場合を「披見可」といい、一切参照できない場合を「披見不可」といいます。受験するにあたっては、『履修要綱』や学生生活ハンドブックに記載されている「受験上の注意」、「試験における不正行為に関する規程(抄)」を熟読し、ルールを理解して受験に臨んでください。なお、不正行為者は学部教授会での処分決定後、公示されるとともに学籍簿に記録されることになります。不正行為の度合いによってその後の受験が不可能になることがあり、そのために進級や4年間で卒業に大きく影響することがあるので、十分な学修をもって、厳正な態度で試験に臨むようにしてください。

不正行為について

残念ながら、毎年不正行為で処分される学生がいます。不正行為の事例としては、①筆箱にカンニングペーパーを入れていた、机の上や手のひらなどに書き込みをしていた、スマートフォンなどを使用してのカンニングを行った、②指定されていないテキストやコピー、電子辞書を持ち込んだ、③答案を提出せずに退出し、持ち帰ったといったことがあります。この他、六法全書等への書き込みやカンニングペーパーの貼り付け、加工したテキストを挟み込むといった悪質な事例もありました。

また、不正行為におよんでしまった学生の中には、試験監督者による事前の注意事項を聴かずに誤って不正行為におよんでしまった場合もありますが、その処分内容は変わりません。試験の際は、いつも以上に注意を払い行動することが大事です。

試験での不正行為で処分されることは、学生として非常に恥ずべきことです。「自分だけは大丈夫だろう」「見つかるわけがない」といった気持ちは決して持たないでください。

受験上の注意

1. 受験できる授業科目は、履修を届け出たものに限る。
2. 指定された試験場に入り、机上に学生証を監督者に見えるように置くこと。
 - * 学生証裏面に在籍確認シールの貼っていないものは無効とする。
 - * 試験当日学生証を忘れた者は、学生生活課または、たまプラーザ事務課において仮学生証の発行を受け、これを机上に置かなければならない。
 - * コンピュータ教室で行う試験の場合は、受験者本人が自らログインしなければならない。
3. 試験場への入場は、試験開始後25分まで許可する。途中退場は一切認めない。
 - 試験終了後の答案整理中は、その試験場に入ることを禁止する。
4. 試験は、各試験場における責任監督者の下で実施される。
 - 監督者の指示や注意に従わないと不正行為となるので注意すること。
5. 試験場においては、監督者の指示に従って着席すること。
6. 筆記用具および特に使用を許可されたものを以外を机上に置いてはならない。
 - 筆箱・めがねケースは、荷物の中に入ってしまうこと。
 - スマートフォン・携帯電話等は、電源を切り荷物の中に入ってしまうこと（時計は、音の出ない時計機能だけのものに限る）。
 - 使用を許可された図書・ノート以外のものを使用すると、不正行為となるので注意すること。
 - * 特に使用を許可するものが認められた科目については、試験前にK-SMAPY IIにて発表する。
 - * 披見可の場合、特に指示のない限り、次のとおりとする。
 - ① ノート：ノートのコピー・参考文献等のコピーの挿入・貼付けがあってもよい。
 - ② 教科書・参考書：コピーでもよい。
 - ③ 指定六法：特別な指示のない限り以下の2冊のみ。
有斐閣「ポケット六法」三省堂「デイリー六法」
 - ④ 辞書類：指示がない限り電子辞書は不可。
7. 筆記用具等の貸借・共用は禁止する。
8. 受験した答案は、解答不能の場合でも必ず提出しなければならない。
 - 答案の試験場外への持ち出しは不正行為となるので注意すること。
9. 以下の答案は無効とする。
 - ① 無記名の答案
 - ② 答案整理後に提出した答案
 - ③ 不正行為によって作成した答案
10. 試験中不正行為を行った者は、学則第93条第1号に定める「本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者」として、「試験における不正行に関する規程」により、懲戒処分を受ける。
11. 同一授業科目が複数開講されている場合、履修を届出ている曜時のものを開講キャンパスで受験すること。期間内試験における受験キャンパスはその都度、掲示等で指示するのでそれに従うこと。
12. 病気や交通事故等、別表に示した「やむを得ない理由」で欠席し、追試験を受けようとする者は、所定の「追試験願」を教務課・たまプラーザ事務課で受け取り、必要事項を記入の上、診断書等所定の証明書（コピー不可）とともに、指定された期間中に提出すること。この届のない者、および試験の日時・場所を間違えて受験できなかった者は、追試験を受けることができない。
 - * 証明書類は、試験日・時にその状態（病気・事故等）であることが明記してあるものに限る。

※別表

理 由	受験料	証 明 書
病気・怪我	有 料	医師の診断書
学校保健安全法施行規則第十八条に定められた感染症による欠席（インフルエンザ等）	無 料	（試験当日に通院・療養中であったことを証明するもの）。 他は不可。
忌引（両親、兄弟、姉妹、祖父母）	無 料	死亡に関する公的証明書（会葬礼状でも可）
就職試験	有 料	就職試験受験を証明するもの
災害（台風、水害、火災等）	無 料	官公庁による被災証明書
交通関係（事故、遅延）	無 料	（自宅からの通常の通学経路における）交通機関が発行した証明書（インターネット上の遅延証明書は不可）
授業実習（介護等体験、教育、神社）	無 料	（教職センター、たまプラーザ事務課、神道研修事務課の）証明書
裁判員に選任	無 料	呼出状（確認後、返却します。）

13. 単位レポートは、指定した日時・場所以外では受け付けない。なお、単位レポートを評価方法とする 授業科目は、追試験の対象とはならない。

*単位レポートの題目等は、K-SMAPY IIにて発表する。

試験における不正行為に関する規程 (抄)

第1条 <省略>

第2条 この規程において「試験における不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、試験期間中に行われる次の各号の一に該当する行為をいう。

- (1) 試験監督者の指示・注意等に従わない行為及び試験監督の業務を妨害する行為
- (2) 所定の解答用紙を提出しない行為
- (3) 使用又は披見が許されていない図書・ノート・ファイル・複写物・印刷物・用具・機器、その他のものを使用し又は見せる行為
- (4) 他の受験者の答案を盗み見る行為及び他の受験者に答案を見せる行為
- (5) 試験場の内外を問わず、人と連絡し合う行為
- (6) 試験場で配布された所定の解答用紙以外を許可なく使用する行為またはこれを提出する行為
- (7) カンニングペーパー、その他試験に関する不正の書込みのある紙片・用具等を使用する行為
- (8) 代人受験をする行為及び代人受験をさせる行為

第3条 前条に定める不正行為を行った者(以下「不正行為者」という。)に対する処分のうち、試験の受験及び成績の無効(以下「科目無効」という。)は、次の三とする。

- (1) 不正行為に係る受験科目についての科目無効
- (2) 前号の当該受験科目無効のほか、当該試験期間において受験した科目及び受験予定科目(以下併せて「受験科目」という。)の2分の1についての科目無効
- (3) 当該試験期間における全受験科目についての科目無効

2 前項第2号に定める科目無効の科目数は、小数点第1位の数値を四捨五入し、正数の科目数をもってこれを定めるものとする。

3 第1項第2号に定める科目無効の対象科目は、当該試験期間における期間内試験科目のうち、当該不正行為者の直近の受験予定科目から選定した後に、直前の受験した科目から選定し、次に、授業時試験科目のうち、直前の受験した科目から選定するものとする。

第4項 <省略>

第4条 不正行為者に対する懲戒の処分は、次の四とする。

- (1) 誹責 口頭又は文書による注意とともに、第13条に定める公示を行う。
- (2) 謹慎 有期とし、口頭又は文書による注意とともに、一定期間謹慎させ、第13条に定める公示を行う。
- (3) 停学 無期及び有期とし、口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じ、第13条に定める公示を行う。
- (4) 退学 口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じた後、退学させ、第13条に定める公示を行う。

第5条・第6条 <省略>

第7条 第2条第1号から第3号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第1号又は第2号の処分に処する。ただし、不正行為の内容が悪質で情状も重い不正行為者については、同条第1項第3号の処分に処することができる。

2 第2条第4号から第7号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第2号又は第3号の処分に処する。

3 第8条第2項の各号に定める不正行為を行った者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号の処分に処する。

第8条 第2条第1号から第7号までに定める不正行為を行った者は、誹責、謹慎又は停学に処する。ただし、誹責が相当でないと認めるときは、誹責に代えて、学生部が必要と認める嚴重注意等の指導に留めることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、自宅待機を命じ、停学又は退学に処する。

- (1) 威力を用い又は二人以上共同して第2条第1号に定める不正行為を行い、よって試験監督の業務を著しく妨害した者
- (2) 第2条第8号に定める不正行為を行った者
- (3) 第2条の各号に定める不正行為を繰り返し行った者

第9条・第10条 <省略>

第11条 処分は、学部教授会の承認をもって確定するものとする。

第12条 <省略>

第13条 学生部は、不正行為者を誹責・謹慎・停学・退学の処分にしたときは、すみやかにこれを公示するものとする。

第14条～第16条 <省略>

*本規程は、年度途中で改正されることがあります。最新情報は大学のホームページを確認してください。

学修支援センター（学修支援センター相談室）

01

大学の学びは、これまでの学びとは異なり、自ら問題・課題を発見し、自ら解決・創造することが重要となります。大学の学修で悩んだ時は、その悩みをそのままにせず、ぜひ当相談室を利用してください。学修支援を担当している教職員・学修支援相談員が、どうしたらよいのか一緒に考える相談相手になります。

相談室の紹介

本学には、大学の教育活動を開発・改善するための組織的な取り組みを行う拠点として「教育開発推進機構」が設けられています。その一部門である「学修支援センター」は、教職員・学修支援相談員による、多様な個性をもつ本学学生の学修支援、ボランティアステーション（P.100 参照）における、学生生活を通じた社会人基礎力の向上促進など、学修や学生生活に関する相談窓口になっています。必要に応じて大学内の様々な部署と連携し、学生のみなさんの問題解決のための“あと押し”をします。当相談室は、國學院大學での学修に関する、悩み解消の“場”です。どうぞ、気軽にお越しください。

相談内容 例えば……

- ・勉強・自習の方法に不安がある
- ・レポートの書き方やプレゼンテーションの発表方法のコツを教えてください
- ・進級・卒業に関して不安がある
- ・履修について質問したい
- ・障がいや病気等に伴う授業の悩みを相談したい

（障がい学生支援の詳細は P.104 をご確認ください）

……等々、授業のことや学生生活にかかわる様々なご相談を受け付けています。

開室（受付）時間

月曜日～金曜日（10：00～18：00）祝日および大学休業日は除く

※昼休み 12：50～13：50 は閉室

※夏季・冬季・春季休暇期間は、変更がありますので、ホームページでご確認ください。

※予約は原則不要ですが事前にご連絡いただければ、相談のお時間を確保いたします。

電話番号 03-5466-6744

場 所 百周年記念館 1階

詳細につきましては下記ホームページでご確認ください。

学修支援センターホームページ

ホーム>教育開発推進機構>学修支援センター>事業・活動

英語教育センター

英語力を身に付けることは、大学での重要な目標のひとつです。英語教育センターでは、正課と課外の両面から、みなさんの英語学修をサポートしています。就職活動や留学に向けた英語力向上のためにも、ぜひ積極的に利用してください。

●英語講座

学内で各種英語講座を開講しています。詳細は、英語教育センターホームページでお知らせします。

- ・「TOEIC L&R テスト対策講座」
TOEIC Listening & Reading テスト未受験者から中級レベルの学生を対象に短期間でのTOEIC 得点アップを目指します。
- ・「English Lounge」
英語ネイティブスピーカーの担当教員とキャンパス内で楽しみながら英会話を学ぶことができます。

●英語学修相談

英語の個別学修相談に応じています。例えば・・・

- ・自分の勉強法の見直しをして、効率的な英語勉強方法をアドバイスしてほしい
 - ・正課の英語科目の予習、復習方法等について相談したい
 - ・TOEIC、TOEFL 等の検定試験の受験方法、勉強方法、問題集などに関する質問をしたい
 - ・留学前の英語の勉強について相談したい
- …等々、英語学修に関することならどんな相談でも受付します。

原則として、リモートによる相談。特に対面を希望する場合は、渋谷、たまプラーザの両キャンパスで相談ができます。

予約方法、受付時間は英語教育センターホームページでご確認ください。

●各種英語検定試験

各種英語検定試験を学内で受験することができます。現在の自分の語学力を把握し、到達可能な目標を設定してパワーアップを狙うために、計画的に受験してみましょう。

- ・TOEIC L&R IP 学内テスト（年 7 回実施予定）
- ・TOEFL ITP 学内テスト（年 2 回実施予定）

状況によっては、各種講座、検定試験を中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

教育開発推進機構 英語教育センター

場所 百周年記念館 1 階

月～金曜日 10:00～18:00（昼休み 12:50～13:50 除く）

電話番号 03-5466-6744

HP <https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/iatl/llc/p1>

メールアドレス CELE@kokugakuin.ac.jp